省　令

○財務省令第三十八号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月一日

財務大臣　菅　**直**人

振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令

振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令（平成十四年財務省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「第五条の二第十四項」を「第五条の二第十五項」に改め、「通知」の下に「（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の十八の二第三項の規定による通知を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十条第一項第二号イ並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項並びに第四条第九項及び第十項の規定に基づき、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令

（児童福祉施設最低基準の一部改正）

第一条　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二の見出し中「認定こども園である」を削り、同条各号列記以外の部分中「認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第六条第二項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）である幼保連携施設（就学前保育等推進法第三条第二項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成する保育所であつて、」を削り、「基準を満たすものは」を「要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず」に改め、「当該幼保連携施設」を「保育所」に改める。

第三十三条第二項中「認定こども園」の下に「（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第六条第二項に規定する認定こども園をいう。）」を加える。

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第九十五条」を「―第九十五条」に改める。

第九十四条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第九十四条の二　次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

一　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）第四条第一項の規定により自立訓練又は児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十五人以下とすること。

二　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第四条第一項の規定により自立訓練又は児童デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第三条　厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、幼児」を「又は満三歳に満たない幼児」に改め、「又はその他の児童（同法第三十九条第二項に規定するその他の児童をいう。）」を削る。

第四条第一項中「生活介護（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）若しくは自立訓練（同条」を「自立訓練（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条」に改め、「生活介護若しくは」を削り、「基準該当生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第九十四条に規定する基準該当生活介護の事業を行う事業所をいう。）若しくは基準該当自立訓練事業所（同令）」を「基準該当自立訓練事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）に、「同令第百七十二条」を「指定障害福祉サービス基準第百七十二条」に、「同